

業務委託契約書

本契約は、以下のとおり、業務委託に関する条件を明確に定めることにより、委託者および受託者双方の権利義務関係を明確化し、円滑な契約遂行を図るため、甲（委託者）および乙（受託者）との間で締結されるものである。

第1条（契約当事者）

本契約は、以下に定める契約当事者間において締結される。

・委託者（以下「甲」という）

住所：

氏名／法人名：

・受託者（以下「乙」という）

住所：

氏名／法人名：

第2条（業務の内容および範囲）

1. 甲は、乙に対して、歯科衛生士の国家資格を有する者との**対面による面接**の場を設定する業務（以下「本業務」という。）を委託し、乙はこれを受託するものとする。

2. 本業務における「面接」とは、乙が選定・調整した歯科衛生士資格保有者と甲との間で行われる、1回あたり30分以上の対面での面談を指す。委託者からの要望があればオンライン面談も一回に該当とする。

3. 乙は、本契約期間内において、甲に対して**合計10件の対面面接機会**を提供することをもって、本業務を遂行したものとする。

第3条（報酬および支払条件）

1. 甲は、乙に対し、本業務遂行の対価として、金165,000円（税込）を契約締結時に一括で支払うものとする。

2. 本報酬には、本業務の遂行にかかる人件費、交通費、通信費、その他一切の費用が含まれるものとし、乙は甲に対し、別途追加請求を行わないものとする。

3. 乙は、契約締結日から起算して3ヶ月以内に、甲に対して前項に定める面接10件を提供する義務を負う。

4. 乙が3ヶ月以内に面接を10件提供できなかった場合、乙は未提供件数×16,500円（税込）を、契約期間終了日から起算して5営業日以内に甲へ返金しなければならない。

5. 上記返金が遅延した場合、甲は、当該返金金額に対し、月利2%の遅延損害金を日割りで計算し、返金完了日まで乙に請求できるものとする。

6. なお、甲が面接実施の途中で歯科衛生士の採用を確定した場合は、その時点で残りの面接件数についてキャンセルを申し出ることができる。ただし、この場合、乙はキャンセル分についての返金義務を一切負わないものとし、既支払済の報酬は乙に帰属する。

第4条（甲の協力義務）

1. 甲は、乙が本業務を円滑に遂行できるよう、必要な協力を誠実に行うものとし、特に面接日程の調整に関して以下の対応を行う。

2. 甲は、本契約期間中、週あたり最低 10 枠（各 30 分）の面接可能な時間枠を確保し、乙からの確認・問い合わせに対して、できる限り速やかに対応し、候補者との調整が可能となるよう努力するものとする。

3. 乙が候補者との日程調整を行う際に必要とする情報（希望日時、面接場所、その他条件等）について、甲は誠実に提供するものとする。

第5条（契約期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から起算して3ヶ月間とする。ただし、契約期間中に業務が全件遂行された場合は、その時点をもって本契約は終了するものとする。

第6条（秘密保持）

1. 甲および乙は、本契約に基づく業務の履行に関連して知り得た相手方の営業上または技術上の秘密情報について、第三者に漏洩または不正利用してはならない。

2. この義務は、本契約終了後も1年間継続するものとする。

3. ただし、法令または裁判所等の命令により開示が求められた場合は、この限りではない。

第7条（個人情報の取扱い）

1. 乙は、本業務の遂行にあたり甲から提供を受け、または自ら取得した候補者の個人情報（氏名、連絡先、経歴その他個人を識別できる情報をいう。以下同じ）を、本業務の目的の範囲内でのみ取り扱うものとする。
2. 乙は、個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じるものとする。
3. 乙は、本業務を第三者に再委託する場合、あらかじめ書面により甲の承諾を得るものとし、再委託先に対して本条と同等の義務を課し、かつその履行を監督するものとする。
4. 甲は、乙による個人情報の取扱いの状況について、必要に応じて報告を求めることができる。
5. 乙は、本契約が終了したときは、甲の指示に従い、個人情報を遅滞なく返却または消去し、その旨を書面により報告するものとする。
6. 本条の義務は、本契約の終了後も存続する。

第8条（契約の解除）

1. 甲または乙が本契約に違反し、相手方から書面により催告を受けたにもかかわらず、相当期間内に是正されない場合、相手方は本契約を解除することができる。
2. 契約が解除された場合でも、すでに発生している金銭債務（報酬、返金、損害賠償等）は有効に存続し、当事者は誠実に履行するものとする。

第9条（損害賠償）

甲または乙が本契約に違反し、相手方に損害を与えた場合、違反当事者はその損害を賠償するものとする。

第10条（反社会的勢力の排除）

甲および乙は、自らおよびその関係者が、暴力団、暴力団関係者、その他反社会的勢力に該当しないこと、並びに今後もこれに関与しないことを相互に表明・保証する。

第11条（準拠法および合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、契約に関して紛争が生じた場合には、乙の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第 12 条（協議事項）

本契約に定めのない事項、または本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲乙協議の上、円満に解決するものとする。

契約締結日：2025 年 月 日

甲（委託者）：_____ 乙（受託者）：_____